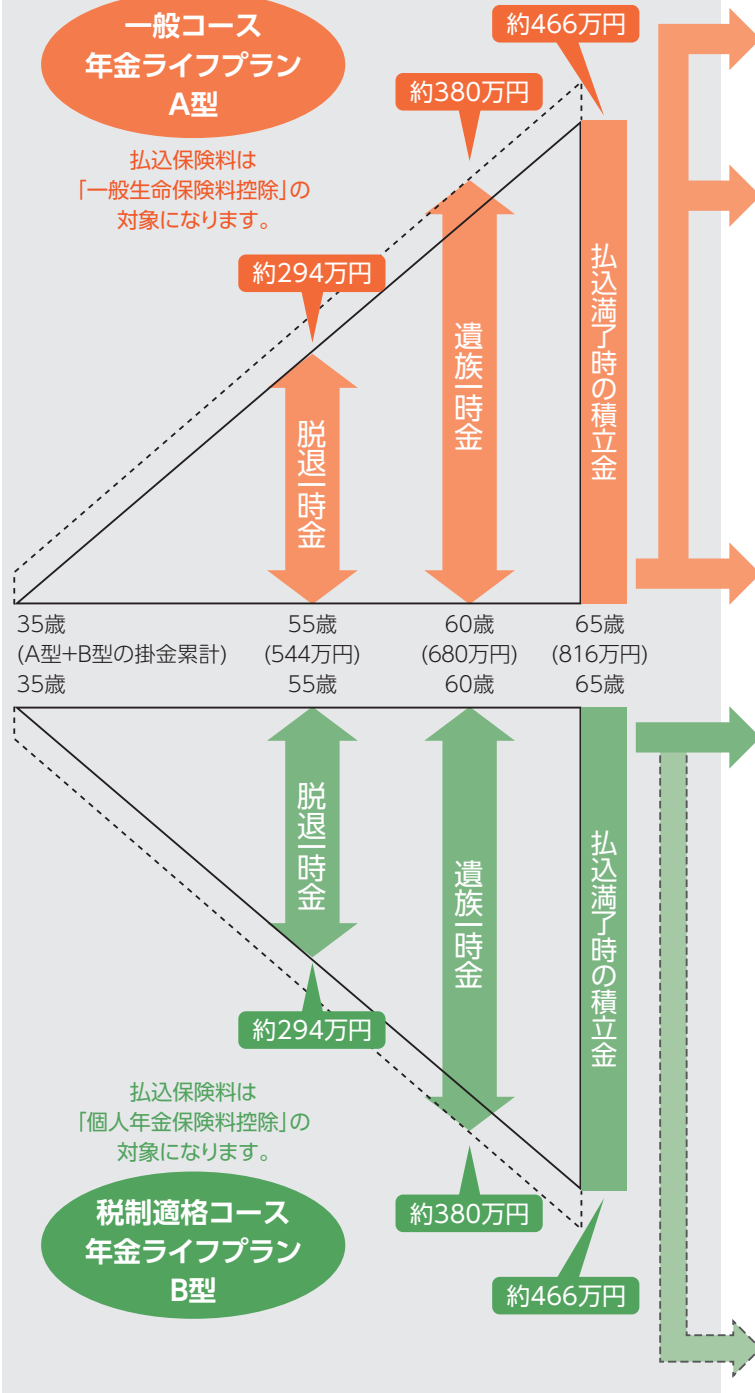


年金ライフプランのご加入例

A型＝一般コース
B型＝税制適格コース

- 35歳加入(男性) ■ 払込満了年齢65歳
- 月払掛金 A型・B型それぞれ8,000円(それぞれ4口加入)
- 半年払掛金 A型・B型それぞれ20,000円(それぞれ4口加入)

在職中は積立で



65歳になったとき

一時金受取
払込満了時の積立金約466万円が一時金で支払われます。

終身保障
〈一時払退職後終身保険〉
死亡または高度障害保険金
解約返戻金
65歳 終身

年金受取(いずれか一つの年金をお選びください)

〈確定年金(5年・10年・10年(通増型)・15年)〉

- 基本年金月額 約79,350円 [5年間の基本年金受取総額 約476万円]
65歳 70歳 (5年間)
- 基本年金月額 約40,900円 [10年間の基本年金受取総額 約490万円]
65歳 75歳 (10年間)
- ※ [10年間の基本年金受取総額 約492万円]
65歳 75歳 (10年間) ※初回基本年金月額 約36,130円
2年目以降3%単利通増
- 基本年金月額 約28,090円 [15年間の基本年金受取総額 約505万円]
65歳 80歳 (15年間)

〈15年保証期間付終身年金〉

- 基本年金月額 約21,380円 [ご本人が84歳まで生存した場合の基本年金受取総額 約487万円]
65歳 80歳 (15年間(保証期間) 終身)

〈10年保証期間付配偶者年金特則付終身年金〉

- 基本年金月額 約19,150円 [ご本人が84歳、配偶者が89歳まで生存した場合の基本年金受取総額 約528万円]
65歳 75歳 84歳本人死亡 (10年間(保証期間) 終身(配偶者が3歳年下とした場合) 配偶者終身)

※上記の受取額は、コースごとの金額となっています。
※終身年金に記載の年齢は、65歳時の平均余命です。
平均余命は『厚生労働省「簡易生命表」(令和4年)』によります。

一時金
将来支払われる年金にかえて、年金現価相当額(約466万円)を一時金で受け取ることもできます。

※税制適格コースの積立金での、「5年確定年金」および「終身保障」の選択はできません。上記ご加入例の数値は、本パンフレットの給付額試算表によります。
※払込保険料とは、掛金から制度運営費(月払、半年払の掛金の0.5%)を除いた金額をいいます。

年金ライフプランの年金現価率(A型・B型共通 ただし、B型では5年確定年金は選択できません。)

65歳開始の基本年金月額の計算方法

本パンフレットの給付額試算表により算出の積立金額



右表の年金現価率



基本年金月額となります。

年金種類	5年確定年金	10年確定年金	10年確定年金(通増型)	15年確定年金	15年保証期間付終身年金(65歳開始)	10年保証期間付配偶者年金特則付終身年金(65歳開始)
年金現価率	58.8009	114.0880	129.1420	166.0711	男性 218.2497 女性 245.4617	男性 (配偶者が3歳年下の場合) 243.6403

※年金現価率は2023年12月現在の各引受保険会社の予定利率と引受割合をもとに算出しており、今後の経済情勢などにより変動することがあります。

個人年金保険料控除をご存知ですか？



生協の年金ライフプランに加入すると所得税・住民税の税額が軽減されます。

税制適格コース(B型)の保険料は個人年金保険料控除の対象となります。

年間10万円以上の保険料を支払った場合の軽減税額例(概算)

年間の給与収入	年間の軽減税額
300万円	6,000円
500万円	6,000円
700万円	8,500円
900万円	13,500円
1000万円	13,500円

計算の前提

- 軽減税額は、家族構成を「ご夫婦のみ世帯」で、配偶者には所得がないものとして計算しています。
- 課税所得金額は、基礎控除、配偶者控除、社会保険料控除、給与所得控除を受けたものとして計算しています。社会保険料控除は、財務省主税局の試算用指数を使用し、給与収入300～900万円の場合は「給与収入×15%」、給与収入1000万円の場合は「給与収入×3%+108万円」としています。
- 所得税における復興特別所得税、住民税における調整控除は考慮していません。
- 所得税額等は課税所得額によって税率が決まり計算されますので、あくまでも目安として参考にし、個別のお取扱いについては税理士または所轄の税務署にご確認ください。
- 個別の税務取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。記載の内容は、2023年11月現在の税制によります。今後、税制の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。



一般コース(A型)の保険料は一般生命保険料控除の対象となります。

保険料とは、掛金から制度運営費(月払、半年払の掛金の0.5%)を除いた金額をいいます。年間の軽減税額は所得税軽減税額と住民税軽減税額の合計です。

一時金受取

一時所得として課税されます。

$$\text{課税対象額} = (\text{一時金} - \text{払込保険料累計} - \text{特別控除50万円}) \times \frac{1}{2}$$

特別控除の50万円は、1年間のすべての一時所得からの控除額です。他にも一時所得がある場合はその金額を合算してから控除してください。



年金受取

雑所得として課税されます。

$$\text{課税対象額} = (\text{基本年金年額} + \text{買増年金年額}) - \left(\text{基本年金年額} \times \frac{\text{払込保険料累計}}{\text{年金受取総額またはその見込額}} \right)$$

